

# 創作師登録規約書

同人結社鬼姫狂 代表 秋元惟史（以下、甲とします）は、甲の運営する創作物販売所の創作師登録申込者様（以下、乙とします）に対して、次の通り、創作師登録規約を定めま

## 第1条（目的）

甲は、乙による創作師登録申込（以下、本登録とします）を受けてこれを承諾し、乙に対して、甲の保有する知的財産である空想時代劇「鬼神童女遊侠伝」シリーズ（派生として現代劇及び未来劇を含みます）の二次的著作物の制作を行うことができる権利を付与し、甲の運営する創作物販売所において二次創作物を販売する権利を付与します。

## 第2条（登録資格）

本登録申込の資格は、次に定める要件を満たす場合に成立するものとします。

- (1) 原則として、満18歳以上かつ4年制大学以上（専門学校を含みます）の個人創作活動家であること
- (2) 満20歳未満の未成年者（小学生から高校生までを含みます）の場合、保護者の同意が得られていること
- (3) 同人結社鬼姫狂（以下、当結社とします）の活動理念及び活動方針に賛同し、空想時代劇「鬼神童女遊侠伝」シリーズ（派生として現代劇及び未来劇を含みます）を通じて、日本の鬼の文化の継承と発展に貢献したいと考えていること
- (4) 時代劇及び剣戟を売りとした現代劇並びに未来劇が好きであること
- (5) 日本の歴史や文化に対して関心を持っていること
- (6) 日本及び世界の伝統宗教に関する基本的な理解があること
- (7) 当結社の定める倫理規定を遵守できること
- (8) 創作活動に関連する法令を遵守できること

## 第3条（会員区分）

本登録の会員区分は、次に定める通りとします。

- ~~(1) 特別会員（18禁許可）~~
- (2) 一般会員（全年齢専門）

#### 第4条（登録費用）

登録費用は、前条の会員区分に応じて、次に定める通り個別に設定するものとします。

~~(1) 特別会員~~ ~~年額 360,000 円~~ ~~(月額 30,000 円)~~

(2) 一般会員 年額 180,000 円 (月額 15,000 円)

2 初回契約時に限り、前項の金額に原作進呈費 2,500 円を加算するものとします。

3 乙が甲の指定する原作を購入している事実を証明できる場合、次に定める通り登録費用から原作進呈費 2,500 円相当を値引きするものとします。

4 乙が学生である場合、学生証を提示することで学生割引を適用するものとし、学生割引適用後の登録費用は次に定める通りとします。

~~(1) 特別会員~~ ~~年額 180,000 円~~ ~~(月額 15,000 円)~~

(2) 一般会員 年額 90,000 円 (月額 7,500 円)

5 登録費用には、次に定める手数料等が含まれるものとします。

(1) 原作購入費

(2) 知的財産権利用許諾料

(3) 創作物販売所出店料

(4) 総本部手数料

(5) 都道府県本部手数料

(6) 市区町村支部手数料

(7) 商品在庫保管料

(8) 鬼姫基金積立金

(9) 伝道師報酬

(10) 伝道師間接報酬

(11) 口座振替手数料

(12) 根本聖地建設積立金

6 登録費用は、原則として年額制とし、乙が月額制を求める場合は、月割計算の端数を 5 円単位に切り上げた金額を月額として請求するものとします。

#### 第5条（登録料金の支払方法）

登録費用の支払は、自動引き落としとします。なお、初回料金の支払金額は、次に定める通りとします。

(1) 年額制……登録料金の全額

(2) 月額制……登録料金の 1 か月分

#### 第6条（登録費用の支払期限）

登録費用の支払期限は、申込日より1ヶ月以内とします。

#### 第7条（登録手続）

本登録の申込は、乙が「創作師登録申込」画面にて申込フォームに必要事項を入力し、送信することで申し込みの意思表示があったものとします。フォーム送信後、乙が「創作物販売所」にて「創作師登録権」を購入し、甲が指定した銀行口座に乙が所定の申込料金を入金し、甲が入金を確認することで、申込が完了するものとします。申込完了後、甲が乙に対して「創作師登録証書」、「会員証」及び「原作3本セット」を送付することによって、登録手続が完了するものとします。

#### 第8条（登録の有効期間）

本登録の有効期間は、申込日から起算して乙の死亡又は退会手続の時点まで継続するものとします。但し、乙が保有する二次的著作権を親族に相続した場合は、乙の死亡後も有効期間は継続するものとします。

#### 第9条（登録の更新）

乙は、1年ごとに第4条に定めた登録費用を納入することによって登録を更新できるものとします。甲は、更新期限の1ヶ月前までに乙に対して更新手続の案内をし、登録費用の受領後、遅滞なく新しい会員証を発行するものとします。

#### 第10条（ログイン情報の管理）

乙は、創作物販売所を利用するためのログイン情報を自ら管理するものとします。

2 乙がログイン情報を忘れてログインできなくなった場合、乙は、甲に対して、ログイン情報の再設定の手続きを申し出るものとします。

3 甲は、ログイン情報の再設定について、再設定手数料を請求することができるものとします。

#### 第11条（創作師登録証書の管理）

乙は、本登録の手続時に発行された創作師登録証書を自ら管理するものとします。

2 乙が創作師登録証書を汚損、破損又は紛失した場合、乙は、甲に対して、創作師登録証書の再発行の手続きを申し出るものとします。

3 甲は、創作師登録証書の再発行について、再発行手数料を請求することができるものと

します。

## 第 12 条（二次創作の区分）

乙は、次に定める区分の作品を制作し、販売できるものとします。

- (1) 塗絵
- (2) 書画
- (2) 絵本
- (3) 挿絵小説
- (4) 漫画
- (5) 学習教材
- (6) 電子遊戯物（ゲームプログラム）
- (7) 音楽（音源及び楽譜）
- (8) 人形、ぬいぐるみ、その他玩具
- (9) 小物類（紙製品、文房具、食器、日用雑貨、その他工芸品）
- (10) 衣類、織物、布製品
- (11) 化粧品類
- (12) 加工済み食料品

2 前項第 11 号について、乙自身が物品自体の自家生産を行う場合は、事前に営業許可を得なければなりません。ただし、外部包装のみを制作し、物品自体の製造を専門業者に委託する場合はこの限りではありません。

3 前項第 12 号について、乙自身が食料品の自家生産を行う場合、又は特定の品目の販売を行う場合は、事前に営業許可を得なければなりません。

## 第 13 条（体裁の指定）

乙は、二次創作物の制作にあたり、次に定める体裁を遵守するものとします。

- (1) 題名「鬼神童女遊侠伝 (R)」を必ず表記する
- (2) 原作者名「民富田智明」を必ず表記する
- (3) 屋号「同人結社創作信仰鬼姫狂総本部 (R)」を必ず表記する
- (4) 当結社の紋章「鬼姫狂 (R) 紋」を必ず表示する
- (5) 当結社の URL「<https://www.onihimekyo.com/>」を必ず表記する
- (6) 「鬼姫山三神 (R) 図像」を必ず表示する
- (7) キャラクターグッズにおいては、商品名として、正式総称「鬼姫山三神(R)」及び個別の正式名称「花吹雪のお凜／花吹雪凜凜志乃大鬼姫神 (R)」、「遠吠えの牙吉／遠吠猛牙突立大狗神 (R)」、「夜鳴きの飛丸／夜鳴天空飛翔大鴉神 (R)」又は「妖賊 (TM)」を必ず表

記する

(8)食料品においては、商品名として、食料品ブランド「神饌共食〜お凜様の大好物〜(R)」を必ず表記する

2 前項の添付素材は、当結社に請求するか、乙自身で作成するものとします。

#### 第 14 条 (15 歳未満の購入者への配慮)

乙は、15 歳未満の購入者への配慮を怠ってはならず、青少年健全育成条例を逸脱する過激な表現を避け、15 禁作品であっても、「性表現」又は「暴力表現」についての注意事項を記載しなければなりません。

2 前項において、乙は、15 禁作品であっても、露骨な性表現を伴う画像を作品紹介画像等に登録することはできません。

3 乙は、18 歳未満が閲覧又は購入することにふさわしくない表現を含む作品を発表することはできません。

#### 第 15 条 (創作師報酬)

乙は、二次創作物の税抜販売価格の 50%を創作師報酬として受け取ることができるものとします。

#### 第 16 条 (創作師報酬の支払)

創作物報酬の支払いは原則として毎月 15 日締め 25 日払いとし、甲が乙の指定する銀行口座に振り込むものとします。

2 前項について、振込手数料は甲の負担とします。

3 創作師報酬が 5,000 円に満たない場合、翌月に繰り越すものとします。

4 甲は、やむを得ない場合、予告なく、創作師報酬の支払日を対応が可能な任意の日に期日を変更することができるものとします。

#### 第 17 条 (称号使用の権利)

乙は、本登録の完了によって創作師の地位を付与され、名刺などに「同人結社創作信仰鬼姫狂総本部 (R) 登録創作師」又は「同人結社鬼姫狂 (R) 登録創作師」の称号を使用する権利を行使できるものとします。

#### 第 18 条 (作品の販売方法)

作品の販売方法は、次に定める方法によるものとします。

(1) デジタルデータのダウンロード

(2) 現物の郵送

2 現物の郵送の場合の郵送手続は乙が行い、郵送費及び梱包費を乙自身が負担するものとします。

3 販売価格は、最低価格を 10 円とし、乙が自由に決めることができるものとします。

#### 第 19 条（作品の制作方法）

作品の制作方法は、次に定める方法によるものとします。

(1) 見込制作

(2) 受注制作

2 見込制作の場合の制作費は乙自身が負担するものとします。

3 作品の制作にあたり、作業補助者を雇用する場合、その人件費は乙自身が負担するものとします。

#### 第 20 条（作品の保管方法）

作品の保管方法は、次に定める方法によるものとします。

(1) デジタルデータのサーバーアップロード

(2) 現物の自宅保管

(3) 現物の提携倉庫保管

2 現物の郵送による販売の場合、甲は、在庫管理の便宜を図るため、乙の作品を提携倉庫にて一括代理保管することができるものとします。

3 乙が、現物の在庫管理のために個別に外部の倉庫業者と契約をした場合、その費用は乙自身が負担するものとします。

#### 第 21 条（下請けの条件）

乙は、二次創作物の完成のために、その作業の一部を下請けに発注することができるものとします。但し、作業の全部を外注することはできません。

2 乙は、下請け業者に対して知的財産権の保護を厳守させるものとします。

3 下請けに関わる費用は、乙自身が負担するものとします。

#### 第 22 条（原著作権者の権限）

甲は、二次的著作権者である乙の許諾を得ることなく、二次創作物の題名及び内容を改変することができるものとします。

2 甲は、乙の制作した二次創作物の表現において法令に抵触するおそれのある部分が存在する場合、二次的著作権者である乙の許諾を得ることなく、問題部分の修正又は削除をすることができるものとします。

3 甲は、二次的著作権者である乙の許諾を得ることなく、当結社の広報宣伝などのために乙の二次創作物を利用することができるものとします。

#### 第 23 条（作品設定の共有化）

乙は、乙の制作した二次創作物に関する登場人物などの作品設定を、更なる二次創作活動のために共有化することを許諾するものとします。

#### 第 24 条（二次的著作権の帰属）

乙が制作した二次創作物に発生した二次的著作権は、本登録が継続する限りにおいては乙に帰属するものとし、本登録が失効した後は、著作権を保有する甲に全面的に帰属するものとします。又、二次的著作権が甲に移転した後は、乙は、当該二次的著作権にかかる著作人格権を主張しないものとします。

#### 第 25 条（登録申込の取消）

乙は、創作師登録費用の支払い前に限り、甲に取消の申し出をすることによって申込の取消をすることができるものとします。

2 甲は、乙が創作師登録費用を支払期限までに支払わなかった場合、乙に対して申込の取消をすることができるものとします。

#### 第 26 条（延滞金）

甲は、乙が創作師登録費用又は更新費用を支払期限までに支払わなかった場合、次に定める計算式に基づき、乙に対して延滞金を請求することができるものとします。

延滞金額 = 登録費用又は更新費用の金額 × 利率 6% ÷ 365 日 × 延滞日数

#### 第 27 条（登録費用及び更新費用の返金）

創作師登録費用及び更新費用は、乙の支払いの完了後は、すでに甲によって相応の権利及び便益を提供したものとみなし、原則として、いかなる理由があっても返金しないものとします。

## 第 28 条 (禁止事項)

乙は、創作師登録によって取得した二次創作権を第三者に行使させる目的のために、当該第三者にログイン情報を譲渡することはできません。

2 乙は、自ら制作した二次創作物を、甲に無断で、創作物販売所以外の方法によって第三者に対して譲渡、貸与、販売、公衆送信することはできません。

3 乙は、甲が商標権を取得していない指定区分において、甲に無断で、甲が保有する商標と同一又は類似する商標を取得することはできません。

4 乙は、甲の保有する著作物と比較してその本質及び装飾が著しく類似した創作物を制作し、独自の別作品と称して公表することはできません。

5 乙は、青少年健全育成条例を逸脱する過激な性表現を含む作品を制作し販売することはできません。

6 乙は、実在する女性を出演させた性表現を含む実写作品を制作し販売することはできません。

## 第 29 条 (創作師登録の取消)

乙が次の各号に一つでも該当する場合は、甲は、事前の通知をすることなく、乙の会員資格を一時停止又は取り消すことができるものとします。この場合、甲は、乙がすでに支払った登録費用又は更新費用の払い戻し、及び未払いの創作師報酬の支払いなどは一切行わないものとします。

- (1) 創作師登録時に虚偽の申告をした場合
- (2) 入力されている情報の改ざんを行った場合
- (3) 創作師 ID 又はパスワードを不正に使用した場合
- (4) 甲の運営に干渉又は妨害した場合
- (5) 登録費用又は更新費用の支払債務の履行を著しく遅滞し、又は支払いを拒否した場合
- (6) 他の会員に対して損害又は著しい精神的苦痛を与えた場合
- (7) 反社会行為、犯罪行為、一般的な公序良俗を逸脱する行為をしたとき
- (8) 暴力団その他反社会的組織に所属又は近い関係であることが判明したとき
- (9) 本規約のいずれかに違反した場合
- (10) その他、甲が会員として不相当と判断した場合



### 第 30 条 (権利侵害)

甲の保有する当結社の運営権、著作権並びに商標権、及び他の創作師が保有する二次的著作権を侵害する行為を乙がした場合、甲は、乙に対して、法律的な手段を用いて対抗することができるものとします。

2 前項に係わらず、乙が不正又は違法な行為によって甲に損害を与えた場合、甲は、乙に対して、法律的な手段を用いて対抗することができるものとします。

### 第 31 条 (免責事項)

甲は、乙が創作物販売所にて二次創作物を販売することによって、登録費用及び更新費用を上回る満足な収益が得られなかったとしても、その損失に対してなんら責任を負わないものとし、金銭的補償の義務はないものとします。

2 甲は、資金難、傷病又は死亡などの事情により運営を停止又は廃止せざるを得なくなったとしても、乙に対して、その損失に対してなんら責任を負わないものとし、金銭的補償の義務はないものとします。

### 第 32 条 (不可抗力)

天変地異、戦争、革命又は政変などの予測不可能な事態によって甲が運営を継続できなくなった場合、甲は、乙に対する便益の提供を放棄することができるものとします。

### 第 33 条 (退会手続)

退会手続は、創作物販売所の「退会画面」にて乙の都合により自由に行うことができるものとします。但し、乙に受注制作の注文が残っていた場合は、作品の提供後まで退会しないものとします。

2 甲は、乙の退会の事実があった直近の報酬支払日に、報酬の残額を精算するものとします。

3 退会后、乙は、自らの二次創作物の原版を甲に無償譲渡するか、廃棄しなければならないものとします。

### 第 34 条 (権利の相続)

乙は、本登録が継続する限りにおいて、乙の保有する二次的著作権を親族に相続し、その

地位と権利を当該親族に世襲させることができるものとします。

### 第 35 条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、「反社会的勢力」とします)のいずれでもなく、又、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

2 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、相手方に損害が生じてもこれを賠償することを要しないものとします。

- (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき
- (2) 相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
- (3) 相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 相手方又は相手方の役員もしくは相手方の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

### 第 36 条（原作購入者値引き）

乙が本登録の申込の時点で、甲が販売している特定の原作をすべて購入している場合、前 3 条に定めた登録費用に対して、2,500 円分の原作購入者値引きの適用を受けることができるものとします。

2 値引き対象の原作は次の通りとします。

- (1) 映像紙芝居「鬼神童女遊侠伝／うどん屋にたかる大狐」
  - (2) 映像紙芝居「鬼神童女遊侠伝／生娘を狩る大狸」
  - (3) 「鬼神童女遊侠伝」主題歌
  - (4) 絵本「鬼神童女遊侠伝/わらべを喰らう猫女」
- 3 原作購入者値引き適用する場合、購入の事実を客観的に証明するために注文 ID を提示するものとします。

4 甲が前項の注文 ID を照合できない場合、不正注文又は錯誤注文とみなし、乙に対して値引き額を請求するものとします。

#### 第 37 条 (JAN コード・ISBN コードの付与)

乙は、新規作品の企画開発段階において、甲に対して、次に定める通り、事前に JAN コード又は ISBN コードの発行申請をするものとします。

- (1) 図書を除く物品販売……JAN コード
- (2) 電子書籍又は製本書籍……ISBN コード

#### 第 38 条 (先導四十七同志の称号の付与)

甲は、乙が都道府県において一番最初の創作師兼伝道師として当結社に入会した場合、感謝の意を込めて「先導四十七同志」の称号を付与するものとします。

#### 第 39 条 (都道府県本部長の就任)

乙は、前条に定めた「先導四十七同志」に該当する場合、当結社の幹部として「都道府県本部」を設置し、「都道府県本部長」に就任する権利を得られるものとします。なお、「都道府県本部長」の就任契約は別途締結するものとします。

2 乙が「都道府県本部長」の就任を辞退した場合、他の者が「都道府県本部長」に就任して利益を得たとしても不服を申し立てないものとします。

#### 第 40 条 (市区町村支部長の就任)

乙は、前条に定めた「都道府県本部長」から勧誘を受けた場合、又は甲から勧誘を受けた場合、当結社の幹部として「市区町村支部」を設置し、「市区町村支部長」に就任する権利を得られるものとします。なお、「市区町村支部長」の就任契約は別途締結するものとします。

2 乙が「市区町村支部長」の就任を辞退した場合、他の者が「市区町村支部長」に就任して利益を得たとしても不服を申し立てないものとします。

#### 第 41 条 (管理法人設立の承認)

乙は、甲が当結社の運営の円滑化のために専門の管理法人を設立する場合、年会費を出資金とみなし、年ごとに出资義務のある法人出资者となることを承認するものとします。

2 乙が前 39 条及び前 40 条に定めた「都道府県本部長」又は「市区町村支部長」である場

合、乙は、当該管理法人の地方職員に就任することを承認するものとします。

3 乙は、当該管理法人の定める規約に基づき、余剰利益から所定の配当金を得ることができるものとします。

#### 第 42 条（未成年者の契約）

乙が未成年者の場合、事前に保護者の同意を得る必要があるものとし、契約時に保護者の氏名及び住所を記載しなければならないものとします。

2 実質的な料金請求先及び報酬支払先は契約者名義とします。

#### 第 43 条（本人確認書類の提出）

乙は、本登録申込にあたり、事前又は事後に、乙の本人性及び学籍を証明するために、所定の本人確認書類を甲に提出するものとします。甲は、当該本人確認書類の内容に基づき登録審査を実施するものとします。

2 本人確認書類は、次に定める公的書類を使用できるものとします。

- (1) 運転免許証（両面）
- (2) 身体障害者手帳、精神障害手帳、療育手帳、戦傷病者手帳
- (3) 旅券（パスポート）
- (4) 乗組員手帳
- (5) マイナンバーカード、住民基本台帳カード（写真付き）
- (6) 学生証
- (7) その他写真付きの公的証明書

3 乙が学校在籍者の場合、本人確認書類として学生証を提出するものとします。

#### 第 44 条（規約内容の変更）

甲は、自らの活動を継続する上で必要がある場合、いつでも本規約の内容を変更することができるものとします。

2 規約内容の変更は、本規約書が更新され公示された時点で効力を発し、乙は、当該変更事項について承諾するものとします。

#### 第 45 条（準拠法）

本規約の準拠法は日本国の法令とします。

#### 第 46 条（合意管轄裁判所）

甲と乙の間で法律上の紛争が生じた場合、さいたま地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

#### 第 47 条（制作環境構築費用）

乙は、第 4 条で定めた登録費用とは別に、制作環境構築費用を支払うことによって、次に定める通り、当結社の名義によって必要な各種ソフトウェアのライセンス購入をすることができるものとします。

- (1) オフィス 365 ビジネススタンダード版……月 1,496 円（税込）
- (2) アドビ CC コンプリートプラングループ版……月 8,778 円（税込）
- (3) クリップスタジオペイント EX サブスクリプション版……月 1,100 円（税込）
- (4) ユニティ PRO サブスクリプション版……月 16,500 円（税込）
- (5) ユニティ Plus サブスクリプション版……月 4,400 円（税込）

2 乙が当結社の大型公式作品（映画、アニメ、ゲーム等）に参加する場合、総製作費の計算のため、当結社を通じて制作環境構築費用を支払っていることを前提とします。

以上の規約条項について、乙が創作師登録申込をすることにより、内容を理解し承諾したものとします。

同人結社鬼姫狂 代表 秋元惟史

平成 28 年 5 月 6 日 作成・施行

平成 28 年 8 月 31 日 改定

平成 28 年 9 月 27 日 改定

平成 28 年 12 月 23 日 改定

平成 29 年 5 月 10 日 改定

平成 29 年 9 月 13 日 改定

平成 29 年 12 月 25 日 改定

平成 30 年 5 月 5 日 改定

平成 30 年 6 月 13 日 改定

平成 30 年 10 月 30 日 改定

平成 30 年 11 月 9 日 改定

平成 31 年 2 月 5 日 改定

平成 31 年 2 月 8 日 改定

平成 31 年 2 月 22 日 改定

令和元年 6 月 18 日 改定  
令和元年 6 月 29 日 改定  
令和元年 7 月 14 日 改定  
令和元年 7 月 31 日 改定  
令和元年 8 月 4 日 改定  
令和元年 12 月 29 日 改定  
令和 2 年 1 月 13 日 改定  
令和 2 年 1 月 20 日 改定  
令和 2 年 3 月 8 日 改定  
令和 2 年 3 月 13 日 改定  
令和 2 年 8 月 25 日 改定  
令和 2 年 10 月 3 日 改定  
令和 2 年 10 月 9 日 改定  
令和 2 年 10 月 17 日 改定